

# 川崎市地域保育園登園自粛保育料補助金の御案内

川崎市では、この度の新型コロナウイルス感染症予防対策といたしまして、国の緊急事態宣言を受けた外出自粛の要請を市民の皆様にお願ひし、ご協力いただきました。これを受け、川崎市内に在住する地域保育園（認可外保育施設）在籍児童の保護者に対して、登園自粛をお願ひした期間について負担された保育料の補助を実施します。

地域保育園とは、児童福祉法第59条の2に基づき設置の届出をし、認可外保育施設設置基準を満たす旨の証明書を都道府県知事等から交付された施設のことをいいます。

## 1 補助対象

次の①から⑤の条件にすべて該当する保護者が対象です。

①保護者及び児童が、川崎市に在住していること。

②保護者（**両親ともに**）がアからキのいずれかに該当すること。

- ア) 1月において16日以上かつ1日当たり4時間以上労働することを常態としている場合
- イ) 妊娠中であるか、又は産後間もない場合（産前産後2か月ずつを限度とします。）
- ウ) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合
- エ) 親族等（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合
- オ) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧当たっていることにより保育ができない場合
- カ) 通学で月16日以上かつ1日4時間以上保育ができない場合
- キ) 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合。また、配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められた場合

③児童が0～2歳児であり、施設等利用給付認定を受けていないこと。

※施設等利用給付認定とは 幼児教育・保育の無償化制度を利用するために、児童の保護者が認定を受けるものです。0～2歳児は市民税非課税世帯のみ該当となります。

※施設等利用給付認定を受けている3～5歳児と0～2歳児の市民税非課税世帯については、無償化による施設等利用給付費の給付（0～2歳児は月額42,000円、3～5歳児は月額37,000円。）を通常通り実施しますので、この補助金の対象となりません。

市民税	0歳児 ～ 2歳児	3歳児 ～ 5歳児
非課税	②幼児教育・保育の無償化給付(42,000円)の対象	
課税	<b>今回の登園自粛保育料補助金の対象</b>	①幼児教育・保育の無償化給付(37,000円)の対象

④児童が、地域保育園（認可外保育施設）に登園自粛期間である令和2年4月8日から6月30日の間在籍し、その期間の保育料を支払ったが、登園自粛をしたこと。

※川崎市外の認可外保育施設（幼児教育・保育の無償化の対象施設として施設所在地の市区町村から公示されている施設）に在園し、上記の期間登園自粛をした場合も対象となります。

⑤認可保育所、地域型保育施設（小規模認可保育所）、幼稚園、認定こども園やおなかま保育室、川崎認定保育園、横浜保育室、企業主導型保育施設に在籍していないこと。



## 2 補助金額

対象期間は、本市が登園自粛を要請した、令和2年4月8日(水)～6月30日(火)までとなります。対象期間内のひと月あたりの登園自粛日数に応じ、次の3段階とします。

ひと月あたりの自粛日数※	補助金の月額
5日以下	1万円
6日から10日まで	2万円
11日以上	4万2千円

※ 自粛日数とは施設との契約において、登園する予定の日数のうち、登園しなかった日数です。

※ 補助金額より保育料が低い場合は、低い方の金額をお支払いします。

## 3 補助金の交付方法と交付時期

### ●交付方法

補助金は申請された保護者の口座へお支払いします。

※保護者の配偶者や、お子様の口座へお支払いできませんので、ご了承ください。

※父母どちらでも申請者となれます。

### ●交付時期

令和2年10月頃に交付する予定です。

提出期限近くの申請書類の提出や、提出された書類に不備や不足のある場合、交付時期が遅れることがあります。

交付が決定し、交付日が近くなりましたら、交付決定通知書を申請書に記載された住所あてに送付いたします。

※提出期限後の申請はお支払いできない場合がありますので、御注意ください。

## 4 申請方法

川崎市ホームページから申請書類をダウンロードし、**必要事項を記入の上、下記①～④の書類を揃えて川崎市へ郵送**してください。

あて先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市子ども未来局保育第2課 あて

**申請締切日**  
**令和2年8月31日(月)消印有効**



## <申請書類>



### ①川崎市地域保育園登園自粛保育料補助金申請書

### ②振り込みを希望する金融機関の通帳のコピー

※①の申請書の所定の欄に貼り付けてください。

※申請者の口座を指定してください。配偶者やお子様の口座には振り込めません。

※父母どちらでも申請者となれます。

※通帳のない口座やインターネットバンキングを振込先に指定する場合は、銀行名、店番号、口座番号、預金種別、口座名義人（読み仮名）を確認できるキャッシュカードのコピーや、インターネット画面を印刷したものを添付してください。

### ③川崎市地域保育園の保育の提供に係る証明書兼領収書

※通っている施設に記入、押印してもらったものを提出してください。

### ④父母それぞれの就労証明書などの、保育の必要性を証明する書類

※例えば、父が居宅外就労の場合就労証明書を勤務先に記載してもらい、母が妊娠中である場合、母子手帳の写しを作成する、のように、父母両方とも必要となります。

※父母それぞれの書類が必要となりますので、いずれかのみでの提出の場合、ひとり親家庭をのぞき、提出されなかった方の資料の提出があるまで補助金交付ができませんので、ご承知おきください。

※それぞれの要件に対応する書類は以下のとおりです。

	要件	必要な書類
ア	居宅外就労（育児休業中を含む）	就労証明書
	自営	就労状況申告書と確定申告書（写し（税務署の受付印があるもの））もしくは営業許可書や開業届等の自営を証明する書類
イ	妊娠中又は産後間もない場合	母子健康手帳の表紙と分娩予定日が記載された部分の写し
ウ	病気、けが、障害のある場合	保育ができない理由が記載された保護者の診断書又は障害者手帳の写しと疾病・障害状況申告書
エ	介護をしている場合	介護を受けている方の診断書、障害者手帳、介護保険証のコピー及び介護スケジュール（介護状況申告書）
オ	災害を受けた場合	罹災証明書
カ	通学している場合	保護者の在学証明書と時間割（いずれも学校等で発行されたもの）
キ	児童虐待やDVを受けている場合	児童相談所の意見書などが必要となりますが、該当すると思われる場合は川崎市保育第2課にご相談ください。

## 5 お問い合わせ

【担当部署】川崎市こども未来局保育事業部保育第2課

【住所】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

【電話】044-200-3128（平日、8:30~12:00、13:00~17:15）